

令和2年度 国民健康保険税減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 所 沢 市 長

所沢市国民健康保険税条例第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり国民健康保険税の減免を申請します。

世帯主 (納税義務者)

住 所

氏 名

電話番号 ()

被保険者証の番号		埼所国 ()				
お名前の右上にある6ケタの数字を書いてください。						
減 免 申 請 額	令和2年度 減免対象となるのは過随(過年)分です。		令和3年度 減免対象となるのは納期限を過ぎていないものです。			
	納期	税額	納期限	納期	税額	納期限
	過随期分	円	令和3年 8月 2日	第1期	円	令和3年 8月 2日
	合計	円		第2期	円	令和3年 8月 31日
	令和2年度分の国民健康保険税のうち減免対象となるのは、令和3年1~3月加入分の国民健康保険税で、令和3年2月1日以降の届出により令和3年4月以降に発生し、納期が令和3年8月2日となったものです。		第3期	円	令和3年 9月 30日	
			第4期	円	令和3年 11月 1日	
			第5期	円	令和3年 11月 30日	
			第6期	円	令和4年 1月 4日	
			第7期	円	令和4年 1月 31日	
			第8期	円	令和4年 2月 28日	
合計			円			
申 請 事 由	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う以下の事由に該当し、納付が困難であるため減免を申請します。					
	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったため <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の事業等の収入が昨年と比べて10分の3以上減少したため (収入が減少した理由(納付が困難となった経緯や状況をご記入ください。設問⑦で自己都合退職に該当する方は具体的な退職理由を必ず書いてください。))					

※ 申請事由は該当する□にチェック✓を付けてください。

※ 次ページ以降の「申出書」も記入し、その他必要な添付書類と一緒に提出してください。

令和2年度用 減免申請書に添付する申出書（申出書）

本申出書は、別紙「国民健康保険税減免申請書」と合わせて必ずご提出ください。

世帯主氏名

納税通知の宛名となっている方

主たる生計維持者氏名

原則 上記と同一（世帯主）となります。世帯主と違う名前を書いた場合は①-2の1つ目の設問は「いいえ」でお答えください。

減免の基準に該当するか確認するため、以下の設問の□に✓や数字等を入れて（設問終了）となるまでお答えください。記載漏れがあると減免が受けられないことがあります。また、各設問に答えた結果「減免対象外」となった方は申請が出来ませんので減免申請書は提出しないでください。

①-1 令和2年度の納税通知書の日付(1ページ目 所沢市長名の左上)は令和3年4月1日以降ですか？

- はい、令和3年4月1日以降の日付です → 設問②にお進みください。
 いいえ、令和3年3月1日以前の日付です → 減免対象外です。（設問終了）

①-2 世帯の主たる生計維持者(収入減少を申請する方)は、住民票上の世帯主ですか？

国民健康保険(以下:国保)は住民票上の世帯主が納税義務者となっており、この減免についても、原則として世帯主が新型コロナウイルスの影響を受けた場合が対象となります。

はい、世帯主と生計維持者は、同じ名前を書きました。 → 設問②にお進みください。

いいえ、世帯主でない者の名前を「主たる生計維持者氏名欄」に書きました。

→ 世帯主以外の生計維持者が、世帯主に代わり家計を支えている場合となりますが、その生計維持者は国保加入者ですか？

はい、生計維持者は国保に加入しています。

→ その生計維持者は、世帯主を税法上の扶養としていますか、又は、世帯主には令和1年中は全く収入がありませんでしたか？

はい 世帯主に収入はない、又は、少しあっても扶養されている → 設問②にお進みください。

いいえ 世帯主にも収入があります → 減免対象外です。（設問終了）

いいえ、国保ではなく、会社の保険等に参加しています。

→ 減免対象外です。（設問終了）

② 新型コロナウイルス感染症(以下:新型コロナ)により、主たる生計維持者が死亡した、又は、1か月以上の治療を要するなど著しく重い状態となりましたか？

はい → 減免該当です。医師の診断書等を添付して本申出書と合わせて減免申請書をご提出ください(り患世帯)。診断書等には「死亡」「1か月以上の治療を要した」「著しく重い状態となった」等の記載が必要となります。（設問終了）

いいえ → 設問③にお進みください(減収世帯)。

③ 主たる生計維持者の令和1年中の合計所得が1000万以下ですか？

- はい → 設問④へお進みください。
 いいえ → 減免対象外です。（設問終了）

④ 主たる生計維持者の令和2年中に減少した事業収入以外には、令和1年中に所得がなかったか、あってもその所得の合計は400万以下ですか？

- はい → 設問⑤へお進みください。
 いいえ → 減免対象外です。（設問終了）

⑤ 主たる生計維持者が自営業の方は「減少した事業収入等」から「経費」を引いた後の令和1年中の(確定申告等の)所得は0又はマイナスでしたか？ 給与の方は令和1年中の支払額(総支給額)が65万以下でしたか？(所得が0だった方は申請しても減免額が算定されません。)

- はい、令和1年中の所得は0又はマイナスでした → 減免対象外です。（設問終了）
 いいえ、令和1年中の所得はプラスでした → 設問⑥へお進みください。

⑥ 失業や収入の減少が生じたのは、新型コロナの影響が生じた令和2年2～3月以降ですか？

新型コロナの影響が生じる以前に離職や廃業があり、その後仕事が見つからないことが原因で収入が3割以上減少した方は減免対象外となります。

- はい、令和2年2～3月以降に減収や失業が生じました → 設問⑦へお進みください。
- いいえ、その前に減収や失業が生じました → 減免対象外です。(設問終了)

⑦ 収入の減少が見込まれる状況について、該当するにを入れてください。

失業した方のうち勤務先の倒産等により解雇理由証明書が出ない方は必要事項もご記入ください。

<input type="checkbox"/> 事業・就労継続(休業)中 自営業・会社員	<input type="checkbox"/> 自営業	→ 設問⑧にお進みください。		所得に応じた割合
	<input type="checkbox"/> 会社員	<input type="checkbox"/> 令和1年1月～令和2年末まで「同じ会社に勤務」していた	→ 設問⑧へ	
<input type="checkbox"/> 失業 自営業だった方	<input type="checkbox"/> 会社都合による離職	<input type="checkbox"/> 令和1年以降に転職をした	前職を離職後1か月以上空けずに再就職した、かつ、前後の会社の給与水準が同程度であったことが給与明細(転職前後2か月合計4か月添付)等から証明出来る場合は設問⑧へ	減免無
		<input type="checkbox"/> 上記以外の方は減免対象外です。(設問終了)		
<input type="checkbox"/> 廃業 自営業だった方	設問⑧へお進みください。添付書類として「廃業届」等が必要です。			減免割合10割
<input type="checkbox"/> 失業 会社員だった方	<input type="checkbox"/> 雇用保険加入者	<input type="checkbox"/> 会社都合による離職	新型コロナの影響による減免申請は出来ませんが、非自発的失業者の軽減が適用となります。(最大2年間) 「雇用保険受給資格者証」の両面の写しを添付し、別様式の「非自発的失業者の軽減適用申請書」をご提出ください。この減免申請書は提出しないでください。(設問終了)	非自発的軽減対象
		<input type="checkbox"/> 自己都合による離職	非自発的失業者の軽減対象とならない方(離職時65歳以上又は短期雇用の特例受給資格者)は設問⑧へお進みください。添付書類に「雇用保険受給資格者証」の両面の写しが必要です。	減免割合10割
	<input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	<input type="checkbox"/> 会社都合による離職	給与のほかに減収が見込まれる事業収入等がある方は設問⑧にお進みください。	所得に応じた割合
		<input type="checkbox"/> 自己都合による離職	新型コロナの影響とは認められない理由(自身の体調不良、給与が減ったため転職を目的とした離職等)で離職した方は、減免対象外です。(設問終了) 仕事や給与の支払いが全くなかった等の例外的なケースに該当する場合は、「退職せざるを得ない事情があった方」として下記の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	減免無
<input type="checkbox"/> 失業 会社員だった方	<input type="checkbox"/> 雇用保険加入者	<input type="checkbox"/> 会社都合による離職	上記以外の新型コロナの影響により離職せざるを得ない事情があった方は、雇用保険受給資格者証の両面(又は離職票)の写しを添付し、具体的な退職理由を減免申請書「収入が減少した理由」欄に詳しくご記入ください。理由によっては減免対象とならないことがあります。設問⑧へお進みください。	減免割合10割
		<input type="checkbox"/> 自己都合による離職	設問⑧へお進みください。 添付資料として「解雇理由証明書」(書式自由: 退職日 該当者名 店舗名等 押印 新型コロナウイルスの影響の記載があるもの)等が必要です。	減免割合10割
	<input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	<input type="checkbox"/> 会社都合による離職	勤務先が倒産等により解雇理由証明書等が出ない場合は勤務先や店舗名及び住所をご記入ください。住所は市町村までの記入で番地等は不要です。 勤務先名称() 勤務先住所() →設問⑧へお進みください。	減免割合10割
		<input type="checkbox"/> 自己都合による離職	新型コロナの影響とは認められない理由(自身の体調不良、給与が減ったため転職を目的とした離職等)で離職した方は、減免対象外です。(設問終了) 仕事や給与の支払いが全くなかった等の例外的なケースに該当する場合は、「退職せざるを得ない事情があった方」として下記の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。	減免無
<input type="checkbox"/> 失業 会社員だった方	<input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	<input type="checkbox"/> 自己都合による離職	上記以外の新型コロナの影響により退職せざるを得ない(給与が減った以外の)事情が発生した方は、退職証明書等(書式自由: 退職日 該当者名 店舗名等 押印 があるもの)を添付し、具体的な退職理由を減免申請書「収入が減少した理由」欄に詳しくご記入ください。理由によっては減免対象とならないことがあります。設問⑧へお進みください。	減免割合10割

※ 上記の表の減免割合が10割でも保険税額が全額減免される訳ではなく、生計維持者の所得が世帯全体でどのくらいの割合になるか(A×B/Cの値)により変わります。詳しくはHPを参照ください。

⑧ 主たる生計維持者の令和2年中に減少した収入の種類に✓をつけてください。

減少する収入が2種類以上ある場合は、このページを追加して印刷し、所得区分ごとに1枚ずつ記入してご提出ください。例えば、営業(事業)所得と給与がある方は、営業だけ、及び、給与だけでそれぞれ1枚ずつこのページを作成し、合わせて2枚提出ください。

<input type="checkbox"/> 営業	<input type="checkbox"/> 給与	<input type="checkbox"/> 雑	<input type="checkbox"/> 農業	<input type="checkbox"/> 不動産	→ 設問⑨へお進みください。
<input type="checkbox"/> 株取引 → 減免対象外です。(設問終了)					

⑨ 収入が3割以上減少したことを確認するため、申請する収入(経費を引く前)について、令和1年・令和2年中の年収ア、イをそれぞれ記入し、計算結果を「ウ」にご記入ください。

※ 令和1年と令和2年の収入は同じ所得区分のものを記入ください。例えば、令和2年中は会社員だった方(給与所得)が退職し、令和2年1月から自営業(営業所得)を始めた場合には、令和1年と令和2年には同じ所得区分の収入がないため減免対象外となります。

※ 見込みの収入額に一定の合理性がないと見做される場合には記載内容が認められないことがありますのでご注意ください。

年間の収入合計(売上)	
確定申告書の「収入金額等」の額 又は 源泉徴収票の「支払額」	
令和2年	令和1年
ア	イ

【ア、イの書き方】

自営業等の方(給与以外)

令和2年の収入合計には、持続化給付金等の各種助成金は含めないでください。

給与の方

- ・ ア、イともに源泉徴収票の「支払額」をご記入ください。
- ・ ハローワークの失業等給付など課税対象とならない(非課税)収入は計上する必要はありません。

上記 ア イから、令和2年の収入は、令和1年と比べて3割以上減っているか(=0.7以下となるか)を計算します。

$$\frac{\text{令和2年の収入合計 } \boxed{\text{ア}}}{\text{令和1年の収入合計 } \boxed{\text{イ}}} = \boxed{\text{ウ}}$$

0.7を少しでも超えた場合(0.701など) ←は減免対象外です。(設問終了)
0.7以下の方は設問⑩へ

⑩ 以下の表にある添付書類のうち該当する□に✓をし、その資料を同封して減免申請書をご提出ください。なお、決定(却下)通知は申請の翌月です。また、減免額は市が計算し通知します。

		添付書類	
		令和2年分 設問⑨の合計アを証明するもの	令和1年分 設問⑨合計イを証明するもの
<input type="checkbox"/>	自営業の方 (給与以外の方)	<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し	<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し
	廃業した方	上記の書類に加え <input type="checkbox"/> 廃業届	
<input type="checkbox"/>	給与の方 ※1	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票の写し 又は 確定申告書の写し(申告した方)	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票の写し 又は 確定申告書の写し(申告した方)
	失業した方	上記の書類に加え <input type="checkbox"/> 設問⑦で指定された書類(雇用保険受給資格者証など)	

(設問終了)

※1 給与に該当する方で証明するものがない場合は減免対象外となります。

- ・ 令和1年分又は2年分の申告がまだされていない場合には、申告をして、通常3か月程度後に市・県民税(地方税法における総所得金額等)が決定されてから減免の適用を判断しますので、その間に納付期限が過ぎた分の国保税は減免が受けられません(申告期限延長が認められた場合を除く)。遅れて申告をした場合は、至急収受印のある控えを国民健康保険課(市民税課に情報提供します)まで提出ください。